

## ✚ 貨物概要

味付け米飯66%、シュリンプ11%、あさり11%、野菜12%からなる冷凍ピラフ。

## ✚ 分類

関税率表第 1605.56 号ー 2（統計番号 1605.56-990）のあさりの調製品

## ✚ 分類理由

シュリンプ、あさりを合わせて全重量の 22%となることから、第 16 類注 2 及び第 19 類注 1 の規定により第 19.04 項には分類されず、第 16.05 項に分類されます。

第 16.05 項において、第 1605.21 号の「シュリンプ及びプローン」（シュリンプ 11% が該当）と第 1605.56 号の「クラム、コックル及びアークシェル」（あさり 11% が該当）が考えられますが、各号に該当する物品の重量が同量であることから、関税率表に関する通則 6 により通則 3(c)を準用し、第 1605.56 号に分類されます。



## 注記

関税を課する場合の基礎となる貨物の性質は、特定の場合を除き、当該貨物の輸入申告の時ににおける現況によります（関税法第 4 条）。

この分類事例は、一定の事実関係を前提とした一般的な回答であり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではありませんので、輸入を予定している具体的な貨物に適用する場合には、この回答内容と異なる関税率表適用上の所属（分類）となり、異なる課税関係が生ずることがあることにご注意下さい。

（具体的な貨物の関税分類や関税率について輸入申告時の審査の際に尊重される回答を希望される場合には、文書による事前教示をご利用下さい。）